

## 議案第 28 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(山陽小野田市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市情報公開条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 11 条の 2 公開決定等又は公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

第 12 条を次のように改める。

(審査会への諮問)

第 12 条 公開決定等又は公開の請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山陽小野田市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求について裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第12条の2中「前条」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第12条の3の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開の請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

（山陽小野田市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 山陽小野田市個人情報保護条例(平成17年山陽小野田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第18条の2 第13条第1項若しくは第17条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第19条を次のように改める。

（審査請求があった場合の手続）

第19条 第13条第1項若しくは第17条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求について裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（第三者から当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（山陽小野田市行政手続条例の一部改正）

第3条 山陽小野田市行政手続条例（平成17年山陽小野田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

（山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

第4条 山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部山陽小野田市情報公開審査会の項中「に係る行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立て」を「又は不作為に係る審査請求」に改め、同部山陽小野田市個人情報保護審査会の項中「開示又は」を「開示若しくは」に、「に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立て」を「又は不作為に対する審査請求」に改める。

（山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第5条 山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第201号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（山陽小野田市職員給与条例の一部改正）

第6条 山陽小野田市職員給与条例（平成17年山陽小野田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第7条 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（山陽小野田市手数料徴収条例の一部改正）

第8条 山陽小野田市手数料徴収条例（平成17年山陽小野田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項中「から別表第3まで、別表第5」を「から別表第5まで」に改める。

第5条第3号中「市長」の次に「（法令に免除の判断権者の定めがある場合には、当該判断権者）」を加える。

別表第4を削り、別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第2条関係）

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下この表において「法」という。）の規定（他の法律により準用する場合を含む。）に基づく事務

	名称	事務	金額
1	書面の写し等交付手数料	法第38条第1項に規定する書面又は書類を複写機により用紙に複写したものの交付	1枚につき10円 （カラーで複写したものにあっては60円）
		法第38条第1項に規定する電磁的に記録された事項を用紙に出力したものの交付	1枚につき10円 （カラーで出力したものにあっては60円）

		行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用しての交付	用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円
		備考 用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、片面を1枚として算定する。	

（山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第9条 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年山陽小野田市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

3 第5条の規定による改正後の山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、同条例第4条の規定による平成28年度分以降の業務の状況の報告について適用し、平成27年度分における業務の状況の報告については、なお従前の例による。

山陽小野田市情報公開条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p><u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</u>  <u>第11条の2 公開決定等又は公開の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u>  <u>（審査会への諮問）</u>  <u>第12条 公開決定等又は公開の請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山陽小野田市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求について裁決をしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</u>  <u>(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p><u>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u>  <u>（諮問をした旨の通知）</u></p>	<p><u>（審査会への諮問）</u>  <u>第12条 公開決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、山陽小野田市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについて決定又は裁決をしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u>  <u>(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第12条の3において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開するとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p><u>（諮問をした旨の通知）</u></p>

第12条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、山陽小野田市情報公開審査会に諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第12条の3 第7条の4第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開の請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第12条の2 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、山陽小野田市情報公開審査会に諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第12条の3 第7条の4第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

山陽小野田市個人情報保護条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p><u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</u>  <u>第18条の2 第13条第1項若しくは第17条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u>  <u>（審査請求があった場合の手続）</u>  <u>第19条 第13条第1項若しくは第17条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求について裁決をしなければならない。</u>  <u>（1）審査請求が不適法であり、却下する場合</u>  <u>（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（第三者から当該保有個人情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）</u>  <u>（3）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととする場合</u>  <u>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p>	<p><u>（不服申立てがあった場合の手続）</u>  <u>第19条 実施機関は、第13条第1項又は第17条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であることを理由に却下するときを除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについて決定又は裁決をしなければならない。</u></p>



山陽小野田市行政手続条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった者</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、<u>決定</u>その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p>

山陽小野田市執行機関の附属機関に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関 の属する執 行機関	附属機関	担任する事務	附属機関 の属する執 行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	山陽小野田市 情報公開審査 会	山陽小野田市情報公開条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の公文書の公開請求の決定又は不作為に係る審査請求について審議し、答申すること。		山陽小野田市 情報公開審査 会	山陽小野田市情報公開条例（平成17年山陽小野田市条例第8号）の公文書の公開請求の決定に係る行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てについて審議し、答申すること。
	山陽小野田市 個人情報保護 審査会	山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）で定める開示請求又は訂正等の請求に係る個人情報の開示若しくは訂正等の決定又は不作為に対する審査請求について審議し、及び答申すること、並びに同条例に基づき実施機関から求められた事項について意見を述べること。		山陽小野田市 個人情報保護 審査会	山陽小野田市個人情報保護条例（平成17年山陽小野田市条例第9号）で定める開示請求又は訂正等の請求に係る個人情報の開示又は訂正等の決定に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てについて審議し、及び答申すること、並びに同条例に基づき実施機関から求められた事項について意見を述べること。
	(略)	(略)		(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

山陽小野田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>（公平委員会の報告事項）                      第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。                      (1) （略）                      (2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>	<p>（公平委員会の報告事項）                      第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。                      (1) （略）                      (2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>

山陽小野田市職員給与条例新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
<p>第26条（略）</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6（略）</p>	<p>第26条（略）</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6（略）</p>

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例新旧対照表（第7条関係）

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 (略)</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 (略)</p>

山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表（第8条関係）

改 正 後	改 正 前								
<p>（手数料の名称等）</p> <p>第2条 市が徴収する手数料の名称、事務及び金額は、別表第1から別表第5まで、別表第7及び別表第8並びに別表第10から別表第18までに定めるとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手数料は、別表第1から別表第5まで、別表第7及び別表第8並びに別表第10から別表第18までに定めがあるもののほか、1申請又は1請求を1件としてこれを徴収する。</p> <p>（手数料の免除）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長（法令に免除の判断権者の定めがある場合には、当該判断権者）が特別の理由があると認めたとき。</p> <p><u>別表第1（第2条関係）</u></p> <p><u>行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下この表において「法」という。）の規定（他の法律により準用する場合を含む。）に基づく事務</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">事務</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>書面の写し等交付手数</td> <td>法第38条第1項に規定する書面又</td> <td>1枚につき10円 (カラーで複写した</td> </tr> </tbody> </table>		名称	事務	金額	1	書面の写し等交付手数	法第38条第1項に規定する書面又	1枚につき10円 (カラーで複写した	<p>（手数料の名称等）</p> <p>第2条 市が徴収する手数料の名称、事務及び金額は、別表第1から別表第3まで、別表第5、別表第7及び別表第8並びに別表第10から別表第18までに定めるとおりとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手数料は、別表第1から別表第3まで、別表第5、別表第7及び別表第8並びに別表第10から別表第18までに定めがあるもののほか、1申請又は1請求を1件としてこれを徴収する。</p> <p>（手数料の免除）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。</p>
	名称	事務	金額						
1	書面の写し等交付手数	法第38条第1項に規定する書面又	1枚につき10円 (カラーで複写した						

料	は書類を複写機により用紙に複写したものの交付	ものにあつては60円)
	法第38条第1項に規定する電磁的に記録された事項を用紙に出力したものの交付	1枚につき10円 (カラーで出力した ものにあつては60 円)
	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用しての交付	用紙の片面に複写し、又は出力したものを交付することとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円
	備考 用紙の両面に複写し、又は出力したものを交付する場合の手数料の金額は、片面を1枚として算定する。	
別表第2 (略)		別表第1 (略)
別表第3 (略)		別表第2 (略)
別表第4 (略)		別表第3 (略)
		別表第4 削除



山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表（第9条関係）

改正後	改正前
<p>(<u>審査請求</u>)</p> <p>第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p>	<p>(<u>異議申立て</u>)</p> <p>第26条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p>